



## 水道工事分担金における

# 事務費の額を改定

します。

この度上下水道局では、近年の社会情勢変化を勘案して、豊田市水道工事分担金規程・要綱を改定することとなりました。これに伴い、**令和3年4月1日受付分より、水道工事分担金における「事務費の額」を改定**します。

### 主な改定内容

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"><li>◎ 事務費として、一般事務費と附帯工事雑費を徴収していました。</li><li>◎ 事務費の額は、対象工事費の額により12～15%の範囲で算出していました。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◎ 一般事務費と附帯工事雑費という区分けを改め、<b>「事務費」に一本化</b>します。</li><li>◎ <b>事務費の額</b>は、対象工事費の額により<b>4～9%</b>の範囲で算出します。</li></ul>

※豊田市水道工事分担金規程 別表（第3条関係）は次頁のとおり

上記の改定に伴い、**開発事業における承認分担金工事の事務監督単価も改定**します。  
詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

## 令和3年4月より施行



問合せ  
豊田市上下水道局 水道整備課  
電話0565 (34) 6656(直)

別表（第3条関係）

### 【改正後】

事務費の内容	事務費に係る分担金の額
工事の設計、監督及び事務の経費並びに現場管理の経費	1 総工事費が1,000万円以下の場合 総工事費の9%に相当する額  2 総工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合 総工事費の5%に相当する額又は90万円のいずれか高い額  3 総工事費が3,000万円を超える場合 総工事費の4%に相当する額又は150万円のいずれか高い額

### 【改正前】

事務費の種類及び分担率

事務費の種類	事務費の内容	事務費の分担率
一般事務費	工事の設計、監督、事務の経費	1 総工事費が1,000万円以下の場合 総工事費の6%  2 総工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合 総工事費の4%又は60万円のいずれか高い方  3 総工事費が3,000万円を超える場合 総工事費の3%又は120万円のいずれか高い方
附帯工事雑費	バルブ操作、断水洗管、通水作業、水圧水質チェック、給水PR活動、水損等及び間接経費	総工事費の9%